

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進				番号	⑭		
評価方式	総合(実績)事業		政策目標の達成度合い	目標達成				
(千円)								
	予算科目				他に記載のある個別票の番号	予算額		
	会計	組織／勘定	項	事項		3年度 当初予算額		4年度 概算要求額
政策評価の対象となっているもの	一般会計	財務本省	関税制度等企画立案費	経済連携等の推進に必要な経費		40,298		40,176
	小 計				一般会計	40,298		40,176
						< > の内数		< > の内数
					特別会計	< > の内数		< > の内数
						< > の内数		< > の内数
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの								
	小 計				一般会計			
						< > の内数		< > の内数
					特別会計	< > の内数		< > の内数
						< > の内数		< > の内数
	合 計				一般会計	40,298		40,176
						< > の内数		< > の内数
					特別会計	< > の内数		< > の内数
						< > の内数		< > の内数

政策目標5-2：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進
(令和2年10月一部変更)

<p>上記目標の概要</p>	<p>自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があります。この点につき、第203回国会における内閣総理大臣所信表明演説は「世界経済が低迷し、内向き志向も見られる中、率先して自由で公正な経済圏を広げ、多角的自由貿易体制を維持し、強化していきます。」としています。</p> <p>財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTO（世界貿易機関）（用語集参照）を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。</p> <p>さらに、「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）にもあるように、ポストコロナにおいてサプライチェーンの再編や多元化が進む中、海外市場開拓やビジネス環境整備を支援することが求められています。この点、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。財務省としては、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、WCO（世界税関機構）（用語集参照）等の国際機関、APEC（アジア太平洋経済協力）（用語集参照）等の地域協力の枠組み、EPA（経済連携協定）（用語集参照）及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進 政5-2-2：税関分野における貿易円滑化の推進</p>
----------------	---

<p>政策目標5-2についての評価結果</p>	
<p>政策目標についての評価</p>	<p>S 目標達成</p>
<p>評定の理由</p>	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組みました。</p> <p>施策5-2-1の評定は「s 目標達成」、施策5-2-2の評定も「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり「S 目標達成」としました。</p>
<p>政策の分析</p>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>国内外の情勢及び政府全体の方針に鑑み、力強い経済成長を達成するためにも、多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進は引き続き必要です。</p> <p>平成30年12月30日に発効したTPP11（用語集参照）と平成31年2月に発効した日EU・EPA（用語集参照）は、アジア・太平洋及び日EU関係の重要な基盤となり、戦略的関係を更に強化させるものです。令和2年1月に発効した日米貿易協定（用語集参照）は世界のGDPの約3割を占める日米両国の二国間貿易を、強力かつ安定的で互恵的な形で拡大するものであり、日米デジタル貿易協定（用語集参照）は、この分野での高い水準のルールを示すものです。EU離脱後の英国との間で令和3年1月に</p>

発効した日英EPAは、日英双方のビジネスの継続性を確保し、良好な日英関係の重要な基盤になるものです。令和2年11月に署名されたRCEP協定（用語集参照）は、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向け、市場アクセスの改善や異なる発展段階・制度の国間での知的財産、電子商取引、貿易円滑化等の幅広い分野におけるルール整備を図るものであり、我が国と世界の成長センターであるこの地域との繋がりをこれまで以上に強固にするものです。

また、相手国税関の支援ニーズ等を踏まえた技術協力を実施することは、貿易円滑化の推進にとって必要です。

これらの取組は、政策目標を達成するために有効な取組と言えます。

なお、上記施策に効率的に取り組む観点から、財務省では、関係省庁等と協力しつつ、政府一体となって取り組んでいます。

施策		政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進	
[主要]政5-2-1-B-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進			
測定指標 (定性的な指標)	目標	<p>WTOやEPA交渉等における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令をはじめ財務省が所管する制度等を通じた交渉への貢献を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、EPA交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>A WTOにおける取組</p> <p>平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定（用語集参照）について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組みました。加えて、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促し、発効当時112か国だった受諾国数が153か国（令和3年3月末時点）（WTO貿易円滑化協定ホームページ参照）に増加しました。また、関係省庁と連携しつつ、WTO改革に関する議論等、多角的貿易体制の維持・強化に向けた議論に積極的に参画・貢献しており、令和2年11月のG20リヤド・サミットにおいては、各国首脳間において、WTO改革への継続的な政治的支持が表明されました。</p> <p>B 経済連携の推進に係る取組</p> <p>TPP交渉については、平成30年3月に11か国で署名に至り、同年12月30日にTPP11として発効しました。令和3年3月現在、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナムの7か国（内閣官房TPP等政府対策本部ホームページ参照）で発効しています。令和2年8月にテレビ会議形式で開催されたメキシコ主催の第3回TPP委員会に財務省も関係省庁と共に参加し、コロナ危機からの経済回復において、TPP11を通じた自由貿易の推進が重要であることを確認するとともに、当協定の円滑な実施に向けた議論に貢献しました。</p> <p>日EU・EPAは、平成30年7月に署名に至り、平成31年2月に発効しました。</p>	○

		<p>発効以降、欧州委員会や関係省庁、その他関係機関と連携し、原産地規則の運用に関する日EU共通の事業者向けのガイドラインの公表等、本協定の円滑な実施に取り組みました。その結果、令和3年2月にテレビ会議形式で開催された日EU・EPA合同委員会第2回会合において、日EU双方のパートナーシップを強化する優良協力事例として評価されました。EUを離脱した英国との間でも令和3年1月に日英EPAが発効し、日系企業のビジネスの継続性が確保されました。</p> <p>日米貿易協定・日米デジタル貿易協定は、令和元年10月に署名に至り、令和2年1月に発効しました。この協定により、我が国とアメリカ合衆国との間の物品、デジタル貿易が促進され、両国間の経済的な結びつきがより強固になることを通じ、両国経済が一段と活性化し、ひいては両国関係全般が一層緊密化することに繋がりました。</p> <p>また、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定及び日英EPAについて、関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行った（令和2年度における税関主催：計6回）他、通関システムへの関税率等の反映を適切に行う等、経済連携協定の着実な実施に取り組みました。</p> <p>RCEP協定については、平成24年11月以来約8年間にわたる交渉を経て、令和2年11月に署名に至りました。RCEP協定は、世界のGDP、貿易総額および人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める地域の経済連携協定であり、この署名により、我が国のEPA等の発効済み・署名済み相手国との貿易が貿易総額に占める割合は約8割となりました。こうした経済連携の強化を通じて我が国の経済成長が期待されるほか、自由貿易を更に推進していくとの意思が世界に向けて発信されるものとなりました。</p> <p>上記のとおり多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展があったため、達成度は「○」としました。</p>	
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	<p>WTOやEPA交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を行い、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展がありました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>		

政5-2-1に係る参考情報

参考指標1：FTA/EPA等交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数

令和2年度における各EPAの主な交渉実績は以下のとおり。（掲載する協定は外務省公表状況に基づく）

○ 日英EPA

計1回の閣僚会合、計7回の交渉会合（第1回～7回）を開催。

○ RCEP協定

計1回の首脳会議、計3回の閣僚会合、計3回の交渉会合（第29回～第31回）を開催。

※日中韓FTA、日トルコEPA、日コロンビアEPAは交渉継続中であるが、令和2年度における交渉実績は無し。

(参考) 各国との経済連携の進捗状況 (令和3年3月現在)

経済連携協定(EPA)交渉等の進捗状況 (2021年3月時点)

発効済

シンガポール (2002年11月 (07年9月改定))、メキシコ (2005年 (12年4月改定))、マレーシア (2006年 7月)、チリ (2007年 9月)、タイ (2007年11月)、インドネシア (2008年 7月)、ブルネイ (2008年 7月)、A S E A N (2008年12月)、フィリピン (2008年12月)、スイス (2009年 9月)、ベトナム (2009年10月)、インド (2011年 8月)、ペルー (2012年 3月)、豪州 (2015年 1月)、モンゴル (2016年 6月)、TPP11(注1) (2018年12月)、EU (2019年2月)、米国 (2020年1月)、英国 (2021年1月)

署名済

TPP12 (注2)(2016年2月署名)、RCEP (注3)(2020年11月署名)

交渉中

コロンビア、日中韓、トルコ (GCC(注4)、韓国、カナダは交渉延期中または中断中)

(注1) TPP11(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)(CPTPP):カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ (計11か国)。

発効済国 :カナダ、豪州、シンガポール、日本、ニュージーランド、メキシコ(2018年12月)、ベトナム(2019年1月14日)

(注2) TPP12(環太平洋パートナーシップ協定) :カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ (計12か国)。

(注3) RCEP (地域的な包括的経済連携) : ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド(計 15か国)。

(注4) GCC (湾岸協力理事会) : アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン。

(出所) 関税局参事官室 (国際交渉担当)・経済連携室調

施策	政5-2-2 : 税関分野における貿易円滑化の推進						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]政5-2-2-A-1 : 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数 (単位 : 国・地域)						
	年 度	平成 28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	2 年度	達成度
	目標値	32	34	前年より増加	前年より増加	前年より増加	○
	実績値	31	34	34	36	37	
(出所) 関税局参事官室 (国際調査担当) 調 [https://www.customs.go.jp/kyotsu/cmaa/cmaa.htm] (目標値の設定の根拠) 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数を増加させることで、不正薬物等の水際における取締りをより効果的に推進することができるため、測定指標として設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 令和3年1月に英国及びウルグアイとの間で税関相互支援協定にそれぞれ署名を行いました。なお、英国との税関相互支援協定については、既に存在していた日英当局間取決めの内容を包含する形で税関相互支援協定を英国との間で締結したものであることから、枠組み増加数には含めていません。 以上の状況に鑑み、税関相互支援等の枠組みの構築が着実に進展したことから、達成度は「○」としました。							

測定指標（定性的な指標）	政5-2-2-B-1：税関分野における貿易円滑化の推進	
	目 標	達成度
	<p>税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。</p>	
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>A 途上国の税関行政近代化への取組</p> <p>関税技術協力については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年度はオンラインにより、アジア・アフリカ地域を中心に、37件の研修及びセミナーを実施しました（参考指標1参照）。特に、アフリカについては、各国での指導的役割を担う教官（マスタートレーナー）を育成するプログラムを通じて、税関行政の近代化に貢献しました。</p> <p>B WCOにおける取組</p> <p>WCOでは、税関を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年9月以降、改正京都規約見直し作業部会及び同規約管理委員会において規定の更新・追加の検討を行っています。令和2年度には計4回の会合が開催され、これまでに我が国から提出した合計8本の見直し提案のうち、既に交渉が行われた7本が今後の見直し作業の対象に残っています。加えて、本件の検討プロセスの整理においても提案を提出する等、重要な役割を果たしました。</p> <p>C 地域協力の枠組みにおける取組</p> <p>APECにおいては、各メンバー税関が採っているクルーズ船旅客取締り政策やコロナ禍にあって税関の機能を維持しつつ職員を保護するための政策等について調査を実施しました。このように、コロナ禍においても税関が滞りなく活動を続けるため、知識や経験を共有し相互理解を深める活動を主導するなど、アジア太平洋地域における税関行政の発展・近代化の推進に向けて積極的に貢献しました。</p> <p>ASEM（用語集参照）においては、先端技術を活用した効果的・効率的な水際取締りに関する取組を主導しました。新型コロナウイルス感染症によって物理的な人の移動が制限される中、共同活動国（インド、オランダ、ポーランド等）と共にオンラインにて活動を継続しており、アジア・欧州間の税関協力を中心的な役割を果たしました。</p> <p>ロシアとの間では、平成29年4月に開催された日露局長級税関協力会議において署名された日露貿易円滑化に関する協力覚書に基づき、引き続き、貿易円滑化に向けた実務レベルの協力を推進しました。</p> <p>中国及び韓国との間では、平成29年11月に開催された第6回日中韓3か国税関局長・長官会議において更新した「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」に基づき、引き続き、3か国税関当局の協力強化の取組を進め、密輸情報等の分野</p>	○

	<p>における実務レベルの協力を推進しました。</p> <p>D EPAにおける取組</p> <p>日英EPA、RCEP等のEPA交渉において、貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定を盛り込みました。また、「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）も踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、EPAに基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。</p> <p>E 税関当局間の情報交換等に関する取組</p> <p>令和3年1月に英国及びウルグアイとの間で税関相互支援協定にそれぞれ署名を行いました。</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進に向けて、目標に掲げる各取組を着実に実施しましたので、達成度は「○」としました。</p>	
--	--	--

施策についての評価	s 目標達成
------------------	--------

評価の理由	<p>政5-2-2-A-1における測定指標「税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数」の達成度は「○」であり、税関相互支援等の枠組みの構築が着実に進展しています。</p> <p>政5-2-2-B-1における測定指標「税関分野における貿易円滑化の推進」の達成度は「○」であり、着実に貿易円滑化の推進に貢献しています。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>
--------------	---

政5-2-2に係る参考情報

参考指標1：研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
受入研修	コース数	30	24	3
	受入人数	289	229	20
専門家派遣	案件数	60	45	34
	派遣人数	132	106	76

（出所）関税局参事官室（国際協力担当）調

参考指標2：改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約）（平成18年2月発効）に係る締約国数

平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
107 各国及びEU	112 各国及びEU	115 各国及びEU	121 各国及びEU	126 各国及びEU

（出所）WCOウェブサイト

http://www.wcoomd.org/Topics/Facilitation/Instrument%20and%20Tools/Conventions/pf_revised_kyoto_conv/Instruments

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。</p> <p>多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、様々なWTO上の取組にも貢献していきます。</p> <p>経済連携の推進については、RCEP等の経済連携交渉に引き続き積極的に取り組んでいきます。</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進に関し、引き続き税関相互支援協定等の締結数の増加に努めます。また相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めていきます。</p> <p>また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めていきます。</p> <p>更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めます。</p>
----------------	--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
-------------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算		55,293	50,117	47,492	40,298
		補正予算		—	—	—	/
		繰越等		—	—	N.A.	
		合計		55,293	50,117	N.A.	
執行額(千円)			42,417	25,353	N.A.		

(概要)
 多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。

(注) 令和2年度「繰越等」、「執行額」等については、令和3年11月頃に確定するため、令和3年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	<p>第203回国会 総理大臣所信表明演説 (令和2年10月26日)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2020 (令和2年7月17日閣議決定)</p> <p>成長戦略フォローアップ (令和2年7月17日閣議決定)</p> <p>総合的なTPP等関連政策大綱 (令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定)</p>
----------------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	なし
----------------------------------	----

前年度政策評価結果の政策への反映状況	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、WTO改革に関する議論に積極的に参画する等、様々なWTO上の取組にも貢献しました。</p>
---------------------------	---

	<p>経済連携の推進については、日英EPA発効及びRCEP署名が実現しました。また、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定及び日英EPAの関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行いました。</p> <p>税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の交渉を積極的に進めるとともに、相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めました。</p> <p>また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めました。</p> <p>更に、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めました。</p>
--	---

担当部局名	関税局（参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）	政策評価実施時期	令和3年6月
--------------	--------------------------------------	-----------------	--------